二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町中組一二七、一二九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中組一二七・一二九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字ヘグ二二九の一の一、二三七の一、二三七の五、二三八、字上ノ山三三〇の一、三三〇の二、字カイジン三五二の六、字白倉三六二の六、三六二の七、字横山三六三、三六四、三六五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市則之内字九尾ダバ丙一九二の八八、丙一九二の八九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　送電変電設備用地とするため

○農林水産省告示第百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県御前崎市合戸字海岸四四〇七の七(国有林)
二　保安林として指定された目的　飛砂の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村長島六七三の八、七一三の六(次の図に示す部分に限る。)、七一三の二二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村平岡四六六の三一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市・川根本町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南阿蘇村(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
南阿蘇村(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十九日

農林水産大臣　西川　公也